

核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）

2017年の国連総会において核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択され、昨年10月に条約批准が50か国に達し、今年1月に発効された。これにより、核兵器は歴史上初めて国際法で違法なものと規定された。

現在、同条約を54か国が批准しており、今後増えていくことが予想される。国連安保理常任理事国5か国は同条約を認めていないが、これまでも非人道的兵器については国連憲章やジュネーブ条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約、対人地雷禁止条約などが各国の行動を縛ってきた。今後、核兵器禁止条約の効力も時間の経過とともに増していくだろう。

世界は今、コロナ禍という地球規模の大災害に直面している。核兵器に膨大な資金が費やされているが、兵器で他国を威嚇する手法は、もはや時代遅れの思考である。ウイルスや気候変動など、国境を越えて被害を及ぼす危機に対しては、国境を越えて協力し合うことこそが真の安全保障である。

1945年に広島、長崎に原爆の投下を受けた唯一の被爆国である日本は、核兵器の非人道性を世界で最も理解している国であり、その惨状を世界に伝える責任がある。日本国憲法に掲げる平和主義の理念において、日本政府として核兵器禁止条約を批准するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日

様

和歌山県議会議長 岸本 健
(提出者)
奥村 規子
林 隆一

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣